

# 高齢者虐待防止のための指針

株式会社 近畿予防医学研究所

サービス付き高齢者向け住宅

ここあシリーズ

## 1：虐待防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

ここあでは、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し、再発防止策を講じます。

その為の具体的な組織体制、取組内容等について本指針に定めます。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、ここあでは「高齢者虐待」を次のような行為とします。また、ここあのサービス内容及び社会的意義に鑑み、職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

### 【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の種類】

#### ① 身体的虐待

高齢者の身体の外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。

#### ② 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ③ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### ④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。

#### ⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2：虐待防止検討委員会その他組織に関する事項

### i) 虐待防止検討委員会の設置

虐待の防止のための対策を検討する委員会として「ここあ虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。

### ii) 委員会の組織

委員会の構成員は、各拠点責任者、訪問介護事業所、看護職員、生活相談員としライフケア事業部で設置します。

### 【構成員ごとの役割】

構成員	役 割
管理者	責任者 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
訪問介護職員	虐待防止措置の周知、進捗管理
看護職員	医療的ケアに関する検討
生活相談員	利用者・家族等への説明、相談対応

#### iii) 委員会の開催

委員会は定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催とします。

#### iv) 委員会の検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定します。

- ① 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ② 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ③ 虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

#### v) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録や必要に応じて資料を作成し、回覧するなどして周知徹底を図ります。

### 3：虐待防止の為に職員研修に関する基本方針

#### i) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、職員研修を年2回（身体拘束廃止のための職員研修を含む）実施します。

#### ii) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- ① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ② 本指針及び「ここあ虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- ④ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

### iii) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯について委員会で検討し、参加率向上に努めます。研修を受けた職員は研修毎に報告書を提出し、その報告書は使用資料一式とともにファイルし保管・管理します。

## 4：虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

### i) 市町村への通報

虐待等の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに市の窓口へ連絡します。また、養護者による虐待である場合は、該当の地域包括支援センターへ連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

### ii) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに管理者に報告します。この際、報告の方法は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けたものは記録を作成し、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

- ① 利用者の心身状況の確認・安全確保
- ② 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③ 法人役員、家族等への報告（第一報）
- ④ 関係職員への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤ 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥ 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- ⑦ 関係者への報告(第二報以降適時)
- ⑧ 必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨ 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

## 5：虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 4. i)、 ii) に準じます。

## 6：成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等への説明を行うと共に、その求めに応じて市役所及び社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接市役所等に連絡し、対応について相談します。

## 7：虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に関わる苦情については、重要事項説明書に示す苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、

苦情対応責任者を通じて委員会に報告します。

#### **8：利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に設置するとともにウェブサイトにも記載します。

#### **9：その他虐待の防止の推進のために必要な事項**

「ここあ虐待防止対応マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「ここあ虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

#### **10：本指針の改廃**

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は委員会により実施します。

#### **付則**

この指針は2024年4月1日より施行する。